

青森県報

第四千五百七十八号

平成三十一年
三月十八日
(月曜日)

目 次

規 則

○青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……一

告 示

○保安林の指定……………(林政課) ……二

○道路の区域の変更……………(道路課) ……二

○青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……三

公 告

○肥料登録事項の変更……………(食の安全・安心推進課) ……三

○換地処分……………(農村整備課) ……三

○右 同……………(同) ……四

出 先 機 関

○土地改良事業の工事の完了……………(上北地域) ……四

公安委員会

○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催(初心者)……………(保安課) ……四

○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催(経験者)……………(同) ……五

公 営 企 業

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(病院) ……六

規 則

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九号

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年三月青森県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条に後段として次のように加える。

負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族(次条第二項において「災害を受けた職員等」という。)からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があつた場合も、同様とする。

第四条の見出しを「(補償の通知等)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務又は通勤により生じたものでないと認定したときは、災害を受けた職員等に対し、速やかに、次に掲げる事項を記載した書面により、その旨を通知しなければならない。

- 一 災害を受けた職員の氏名
- 二 傷病名

三 災害発生年月日

四 災害が公務又は通勤により生じたものでないと認定した理由

第二十八条を第二十九条とし、第二十七条を第二十八条とし、第二十六条の二の次に次の一条を加える。

(審査の申立ての教示)

第二十七条 実施機関は、条例又はこの規則による補償に関する通知をするときは、第二十三条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示しな

ればならぬ。

第一号様式中「は、公務によるものと認められるので」を「について」に

補償を受けるべき者の住所及び氏名	職員との続柄
死亡又は傷病名、傷病の部位及びその程度	

補償を受けるべき者の住所及び氏名	職員との続柄
死亡又は傷病名、傷病の部位及びその程度	

「、及び」を「及び」に改め、同様式の(添付書類)中「附近」を「付近」に改め

第一号様式の二中「は、通勤によるものと認められるので」を「について」に改め、同様式の(添付書類)中「附近」を「付近」に改める。

第十一号様式及び第十二号様式中「第28条」を「第29条」に、「治年月日」を「治年月日」に改める。

第十三号様式から第十五号様式までの規定中「第28条」を「第29条」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第百六十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用す

る同条第一項の規定により告示する。

平成三十一年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

むつ市大字大湊字大川守四四の六

二 保安林指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十一年四月十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

1	図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県 道	むつ尻屋崎 線	下北郡東通村大字岩屋字往来一五三の四〇から 下北郡東通村大字尻屋字八峠二の五まで	前	六・〇〇メートルから 四三・一五メートルまで	二、九四五・七〇メートル	三、〇二七・四〇メートル	

青森県告示第百六十六号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

張所 むつ支店大畑出

むつ市大畑町新町

を

張所 むつ支店大畑出

むつ市本町

に改める。

第二号の表中

青い森信用金庫久須志支店

青森市久須志四丁目

青い森信用金庫神田支店

弘前市大字神田二丁目

及び

青い森信用金庫むつ湊支店

八戸市大字湊町

を削り、

青い森信用金庫沼館支店

八戸市沼館一丁目

を

青い森信用金庫沼館支店

八戸市城下四丁目

に改め、

後

一三・六九メートルから
六九・七五メートルまで

三、〇二七・四〇メートル

青い森信用金庫本八駅前支店

八戸市城下一丁目

及び

青い森信用金庫青葉支店

上北郡おいらせ町青葉五丁目

を削る。

公

告

肥料登録事項の変更

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十三条第一項の規定により、次のとおり登録事項の変更の届出があったので、同法第十六条第二項の規定により公告する。

平成三十一年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の氏名又は名称		生産業者の住所	変更年月日
			変更前	変更後		
青森県第三四四号	蒸製毛粉	フェザミール	ブライズ株式会社	八戸市卸セ目一丁の八	八戸市北白台二丁目六の三〇	平成三・三・一

換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定によ

り、荒川中部地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成三十一年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、八ッ役地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成三十一年三月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

十和田西部地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

平成三十一年三月十八日

上北地域県民局長 櫻 庭 憲 司

一 県営土地改良事業の名称

中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備）（農道整備）

二 工事を完了年月日

平成三十一年二月六日

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第二十八号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者に対する猟銃及び空気銃の取扱に關する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第十七条第二項の規定により公表する。

平成三十一年三月十八日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

一 講習会の日時及び場所

年 月 日	講 習 時 間	開 催 場 所	
		開	催
平成三十一年 六月十五日	午前九時から午後 五時まで	青森市大字荒川字藤戸一―九の七 青森県総合社会教育センター	
七月十二日	〃	八戸市大字売市字興遊下三 八戸市スポーツ研修センター	
八月十八日	〃	青森市大字荒川字藤戸一―九の七 青森県総合社会教育センター	

二 講習科目

1 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

2 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 猟銃用火薬類に関する法令

三 受講者の資格

青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

四 受講手続

1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察署に、猟銃等講習受講申込書に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）を添えて提出すること。

2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。

五 講習修了証明書の交付

講習修了証明書は、講習会における講習を受けた者について、所定の科目を修得したかどうかを考査し、これらの科目を修得したと認められる場合に交付する。

青森県公安委員会告示第二十九号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、猟銃又は空気銃の許可の更新を受けようとする者に対する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第十七条第二項の規定により公表する。

平成三十一年三月十八日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

一 講習会の日時及び場所

開 催 日 時	開 催 場 所
平成三十一年 四月二十六日 午後一時から午後 四時まで	八戸市城下一丁目一六の二五 八戸警察署
五月十四日 〃	弘前市大字八幡町三丁目三の二 弘前警察署
五月二十四日 〃	三戸郡南部町大字沖田面字沖中五一の二 南部町立南部公民館
六月一日 午前九時から正午 まで	青森市大字荒川字藤戸一―九の七 青森県総合社会教育センター
六月十八日 午後一時から午後 四時まで	三沢市平畑一丁目一の三八 三沢警察署
七月五日 〃	むつ市中央一丁目一九の一 むつ警察署

七月十一日
〃
十和田市西六番町一の一
十和田警察署

七月二十三日
〃
黒石市北美町二丁目四七の一
黒石警察署

八月二十七日
〃
三戸郡五戸町大字豊間内字地蔵平一の四
〇七
五戸町ひばり野スポーツ交流センター

九月六日
〃
五所川原市字栄町六の一
五所川原警察署

九月二十八日
午前九時から正午
まで
八戸市大字売市字奥遊下三
八戸市スポーツ研修センター

十月十日
午後一時から午後
四時まで
西津軽郡鰯ヶ沢町大字本町二〇七
鰯ヶ沢警察署

十月二十五日
〃
三戸郡南部町大字沖田面字沖中五一の二
南部町立南部公民館

十一月十六日
午前九時から正午
まで
弘前市大字末広四丁目一〇の一
弘前市総合学習センター

十二月三日
午後一時から午後
四時まで
上北郡七戸町字大沢五七の四九
七戸警察署

平成三十二年
一月十六日
〃
青森市大字荒川字藤戸一―九の七
青森県総合社会教育センター

二月十三日
〃
十和田市西六番町一の一
十和田警察署

三月三日
〃
黒石市北美町二丁目四七の一
黒石警察署

二 講習科目

1 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

2 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 猟銃用火薬類に関する法令

三 受講者の資格

青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けようとする者

四 受講手続

1 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察

公 営 企 業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成三十一年三月十八日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量
重油（日本工業規格 一種二号） 十四万四千リットル
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県病院局運営部管理課
青森市東造道二丁目の一 青森県立中央病院外来棟三階
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
平成三十一年二月二十六日
- 五 落札者の名称及び住所
北日本石油株式会社青森販売支店
青森市勝田二丁目二の一八

- 署に、猟銃等講習受講申込書に必要な事項を記入し、写真（提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）を添えて提出すること。
- 2 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。
- 五 講習修了証明書の交付
講習修了証明書は、講習会における講習を受け、所定の科目を修得した者に交付する。

- 六 落札金額
一リットル 六十九円六十六銭
- 七 落札者を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成三十年八月十五日

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭